

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

本基本方針は、株式会社長谷工コーポレーション（以下、「当社」という）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、お客様本位の事業活動を通じて社会に貢献し、信頼を得ることを経営の基本方針とする。また、長期安定的に企業価値を最大化し株主の利益を確保するためには、経営における透明性と客観性の確保は不可欠であることから、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置付ける。

#### 第3条（企業理念・行動指針）

当社は「企業理念」「行動指針」を定め、当社の役職員はこれを遵守し、実践する。

##### <企業理念>

都市と人間の最適な生活環境を創造し、社会に貢献する。

##### <行動指針>

###### 「お客様第一」

最良の品質と最善のサービスを提供しよう

###### 「誠実」

誠意を尽くして仕事にあたり、信用をかちとろう

###### 「挑戦」

総合力と行動力で新しい世界を切り拓こう

###### 「感謝と誇り」

感謝の気持ちを忘れずに、自信と誇りをもって働こう

###### 「品格」

志を高く、品格のある社会人をめざそう

### 第2章 コーポレートガバナンス体制

#### 第4条（コーポレートガバナンス体制に関する考え方）

当社は、会社の機関として監査役制度を採用する。

2. 当社の取締役会は、専門的知識と経験を備えた取締役が、経営の意思決定と他の取締役の職務執行の監督を行い、経営の監視機能の面は、客観的、中立の経営監視の機能として、過半数の社外監査役を含む監査役会による監査が実施される体制を取る。
3. 当社の取締役会は、豊富な経験と実績を持つ社外取締役を加えることにより、適切な意見や助言を受けて、取締役会における議論をさらに活性化させ、併せて経営の監視機能を高める。更に、取締役会の運営と経営の監視機能の面のバランスを踏まえた当社として最適な体制の構築を目指し取り組む。
4. 当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確にする。
5. 当社の経営の意思決定及び監督は、取締役会が行い、業務執行の意思決定は、取締役会から授権された経営会議、営業執行会議及び技術執行会議の各会議並びに各担当執行役員が行う。
  - ①経営会議：取締役会決議事項の事前審議、業務執行の意思決定及び中長期的な課題についての意見交換の場として、案件に応じてグループ各社社長を含め必要なメンバーを招集して開催する。
  - ②営業執行会議：当社の営業に関する重要な経営会議決議事項についての事前審議を行い、また経営会議から授権された重要事項ならびに重要な業務執行案件について決議する機関として、経営会議で選任された役員により、開催する。
  - ③技術執行会議：当社の生産・技術に関する重要な経営会議決議事項についての事前審議を行い、また経営会議から授権された重要事項ならびに重要な業務執行案件について決議する機関として、経営会議で選任された役員により、開催する。
6. 当社は、業務執行責任の明確化、事業環境に適した業務執行体制構築のため、執行役員制度を導入する。
7. 当社は経営環境及び財政状態に適した決裁権限及び稟議に関する社内規程を整備し、業務執行の効率化と監督機能の強化の両立に努める。

#### 第5条（取締役会の役割・責務）

取締役会は、法令、定款及び当社が制定する「取締役会規則」の定めにより、毎月1回の定期開催に加えて、必要に応じて臨時での開催を行い、経営に関する重要な意思決定及び定例報告の他、定期的に業務執行取締役より業務執行報告を行う。

2. 取締役会は業務執行の意思決定については、経営会議、営業執行会議及び技術執行会議に権限を委譲し、その職務執行の状況を監督する。

#### 第6条（取締役会の構成）

当社の取締役会の定員は定款の定めによる。

2. 当社は取締役会の運営と経営の監視機能の面のバランスを踏まえた当社として最適な

体制の構築を目指し、独立社外取締役を3分の1以上選任する。

3. 当社は当社事業に精通する取締役に加え、独立社外取締役を選任することにより、取締役会の多様性を確保し、実効性のある取締役会を運営する。

#### 第7条（取締役候補の指名及び取締役の解任の方針・手続）

当社の取締役候補者の指名は、以下の方針に従う。

- ①人柄・業績・見識を勘案し、当社の経営及び事業の運営を公正的確に遂行できる者。
- ②当社事業に精通している者。
2. 前項に拘わらず、当社の社外取締役候補者の指名は、以下の方針に従う。
  - ①当社が定める「社外役員の独立性要件」を満たし、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有する者。
  - ②豊富な経験と実績を持ち、当社の経営理念を理解する者。
  - ③当社の経営の監督機能等の責務を十分に果たし、適切な意見や助言を行い得る者。
3. 当社の取締役候補者の指名に当たっては、取締役候補者の指名方針に従い、関係部署との協議を踏まえ、社長が取締役候補者の指名案を作成し、全ての独立社外取締役及びその同数以下の代表取締役等にて構成される「指名報酬委員会」の諮問を経て、取締役会で決定する。
4. 取締役の解任に当たっては以下の解任基準を踏まえ取締役会で株主総会上程議案を決定する。
  - ①公序良俗に反する行為を行った場合
  - ②健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
  - ③著しく企業価値を毀損させる行為を行った場合
5. 取締役候補者の指名及び取締役の解任理由は開示する。

#### 第8条（取締役会の実効性分析評価）

会長、社長、社外取締役、監査役は、毎年取締役会全体の実効性に関して、取締役会で意見を表明し、取締役会はその意見に基づき、取締役会全体の実効性を分析・評価する。

2. 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要は開示する。

#### 第9条（報酬）

取締役会は、当社の取締役の報酬体系を定める。

2. 当社の取締役の報酬体系は、以下の方針に従う。
  - ①当社の取締役の報酬は原則、基本報酬と業績連動報酬にて構成する。
  - ②当社の取締役の報酬は、客観性、透明性、公正性を確保する。
3. 当社の取締役の報酬支給基準は、全ての独立社外取締役及びその同数以下の代表取締

役等にて構成される「指名報酬委員会」での協議を踏まえ、社長が作成し、取締役会で決定する。

4. 当社の各取締役の報酬額は、報酬支給基準に基づき、取締役会で決定する。

#### 第10条（監査役候補の指名方針・手続）

当社の監査役候補者の指名は、以下の方針に従う。

- ①人柄・見識を勘案し、取締役の業務執行の監査を公正的確に遂行できる者。
- ②当社事業に精通している者。

2. 前項に拘わらず、当社の社外監査役候補者の指名は、以下の方針に従う。

- ①当社が定める「社外役員の独立性要件」を満たし、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有する者。
- ②豊富な経験と実績を持ち、当社の経営理念を理解する者。
- ③中立的客観的な立場から社外監査役の責務を十分に果たし、適切な意見や助言を行いうる者。

3. 当社の監査役候補者の指名方針に従い、関係部署との協議を踏まえ、社長が監査役候補者の指名案を作成し、全ての独立社外取締役及びその同数以下の代表取締役等にて構成される「指名報酬委員会」の諮問を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定する。

4. 監査役候補者の指名理由は開示する。

#### 第11条（兼任）

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その責務を適切に果たすことが可能な範囲に限る。また、兼任の状況は毎年開示する。

#### 第12条（取締役・監査役に対するトレーニング方針）

当社は、取締役・監査役に必要な知識・情報等の習得のためのセミナー等をメニューとして組み立て、トレーニング機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

### 第3章 ステークホルダーとの協働

#### 第13条（サステナビリティを巡る課題への対応）

当社は「企業理念」の実現を目指し、「CSRビジョン」「CSR方針」を策定し、併せてCSRの組織的な推進を目的としたマネジメント体制を定め、グループ全体で環境・社会・ガバナンス課題に取り組む体制を整備・運用する。

2. 当社は4つのCSR取り組みテーマ（「住んでいたい空間」「働いていたい場所」「大切にしたい風景」「信頼される組織風土」）を定め、安全・安心で快適な住まいづくりの

実現のため、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る様々な課題に適切に対応する。

#### 第14条（多様性の確保）

当社は「企業理念」に基づき、都市と人間の最適な生活環境の創造実現のため、人種、国籍、出生、信条、宗教、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等に関わりなく、様々な価値観や考え方を有した多様な人材が個性や能力を発揮し活躍できる企業を目指す。

2. 多様な人材の確保を推進するべく、仕事と家庭の両立支援をはじめとする環境の整備と活躍できる職場・職域の拡大を図る。

#### 第15条（内部通報）

当社は内部通報相談窓口を設置し、通報相談者保護のため、内部通報相談に関する規程を定める。

2. 通報相談窓口の受付及びその対応状況は、代表取締役、社外取締役、監査役へ定期報告を行い、必要に応じて取締役会へ運用状況等を報告する。

### 第4章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

#### 第16条（株主への情報提供）

株主が十分な検討期間を持つため、株主総会招集通知を早期に発送することに努める。また、招集通知発送の前に、当社ウェブサイトにて招集通知及び英訳招集通知（簡略版）を掲載する。

#### 第17条（株主との対話）

当社は、IR活動の担当部署を設置し、経営幹部を中心に株主・投資家等に対し、業績、事業環境等に関する情報を適時説明する。

2. 当社は、株主・投資家等からの面談要望に対して、主にIR活動の担当部署が対応するとともに、面談内容については随時、経営者に報告する。また、状況に応じて経営幹部や取締役による株主・投資家等との面談を決算期毎に実施する。
3. インサイダー情報の管理については、適時開示体制に則り情報統制を図る。また、決算公表前の一定期間をサイレント期間とし、面談は行わない。

#### 第18条（政策保有株式）

当社は取引先等の株式を保有することで事業遂行における取引の円滑化を図れる場合は、別に定める「取引円滑化の為の資産取得のガイドライン」に則り、政策保有株式

として保有する。

2. 取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有意義が乏しいと判断される株式については縮減を図るなど見直しを行う。
3. 政策保有株式にかかる議決権行使については、以下の観点から総合的に勘案した上で、議案への賛否を適切に判断する。
  - ①当該企業の経営状況を踏まえて当該企業の中長期的な企業価値向上に資するか
  - ②当該企業において法令違反及び反社会的行為等の不祥事が発生していないか
  - ③当社の企業価値を毀損させる可能性が無いか

#### 第19条（関連当事者間取引）

当社が、当社の取締役または監査役と取引をする場合、取引をする取締役または監査役は、取引前に当該取引につき重要な事実を開示し、取締役会で承認を得る。また、当該取引後遅滞なく、取引をした取締役または監査役は、当該取引についての重要な事実を取締役に報告する。

2. 当社が、当社子会社の取締役または監査役と不動産売買または取引価額が一定額以上の取引をする場合、当社は、当該取引の妥当性を検証する。
3. 当社取締役または監査役が、当社子会社と不動産売買または取引価額が一定額以上の取引をする場合、当該子会社は、当該取引の妥当性を検証し、検証結果を当該子会社取締役会で報告する。また、当該子会社取締役会での報告内容を、速やかに当社取締役会でも報告する。

（改廃）

本基本方針の改廃は取締役会の決議による。

2015年11月11日制定

2015年12月 1日施行

2018年12月20日改正

2021年 4月 1日改正

2021年12月16日改正